

令和7年7月22日
総務省政策統括官（統計制度担当）

諮問第196号の概要

（作物統計調査の変更）

1. 作物の生産状況に関する統計調査

基幹統計調査

作物統計調査 (①)

(農林水産省・毎年)

《調査内容》

- ① 耕地面積
- ② 水稻の予想収穫量、収穫量
- ③ 水稻以外の作物ごとの作付面積、収穫量

《対象作物》

- 水稻、陸稻、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、てんさい、さとうきび、茶、果樹、野菜、花き

令和7年7月の諮問案件

一般統計調査

特定作物統計調査 (②)

(農林水産省・毎年)

- 豆類（小豆、いんげん、らっかせい）、こんにゃく、いも、い草の作付面積、収穫量等を把握

地域特産野菜生産状況調査 (③)

(農林水産省・2年周期)

- ①②の調査対象とならない地域特産野菜（うど、せり、オクラ等）の作付面積、収穫量等を把握

特用林産物生産統計調査

(農林水産省・毎年)

- ①②③の調査対象とならないキノコ類、山菜類、木炭等の生産量等を把握

花木等生産状況調査

(農林水産省・毎年)

- 花きのうち、①の調査対象とならない花木類、芝等の作付面積、出荷量等を把握

(注) 調査対象となる作物は、各調査間で重複しないよう設定されている。

2. 作物統計調査の概要（現行計画）

調査の目的

耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備する。

調査実施課

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課

調査の構成

調査区分		調査対象地域	対象作物 (注1)	調査方法	調査時点	主な公表事項
面積調査	耕地面積調査	全国	-	実測調査 (注2)	7月15日	耕地の田畑別面積 拡張及びかい廃面積
	作付面積調査	全国 (麦類など、毎年全国調査を行う一部の作物以外は、5年ごとに全国調査を行い、それ以外の年は主産県調査 (注3))	水稻以外 (注4)	関係団体等 (注5) 及び農林業経営体に対する郵送・オンライン調査 (民間委託) (注6)	茶以外は、収穫量調査と一体的に把握	作物の品目別作付面積
作況調査	予想収穫量調査 (注7)	全国	水稻	実測調査	9月25日 10月25日	水稻の予想収穫量 作況指数 等
	収穫量調査	全国 (水稻や麦類など毎年全国調査を行う一部の作物以外は、5年ごとに全国調査を行い、それ以外の年は主産県調査 (注3))	水稻	実測調査	収穫期	水稻の収穫量 作況指数 等
			水稻以外	関係団体等 (注5) 及び農林業経営体に対する郵送・オンライン調査 (民間委託) (注6)		作物の品目別収穫量 等

(注1) 「対象作物」欄の「水稻以外」とは、陸稻、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、てんさい、さとうきび、茶、果樹、野菜、花き

(注2) 「実測調査」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センター（以下「地方農政局等」という。）の職員又は統計調査員が現地に出向いて、状況確認や水稻の刈取り等により情報を収集する調査

(注3) 「主産県調査」とは、調査対象品目ごとの全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を対象とする調査

(注4) 水稻に係る作付面積については、令和7年産から実測調査を行わず、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成26年4月1日付け25生産第3578号）に基づく行政記録情報を活用し、補完の上、取りまとめ・公表

(注5) 農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、日本ビート糖業協会（てんさい）、製糖会社・製糖工場等（さとうきび）、荒茶工場（茶）等

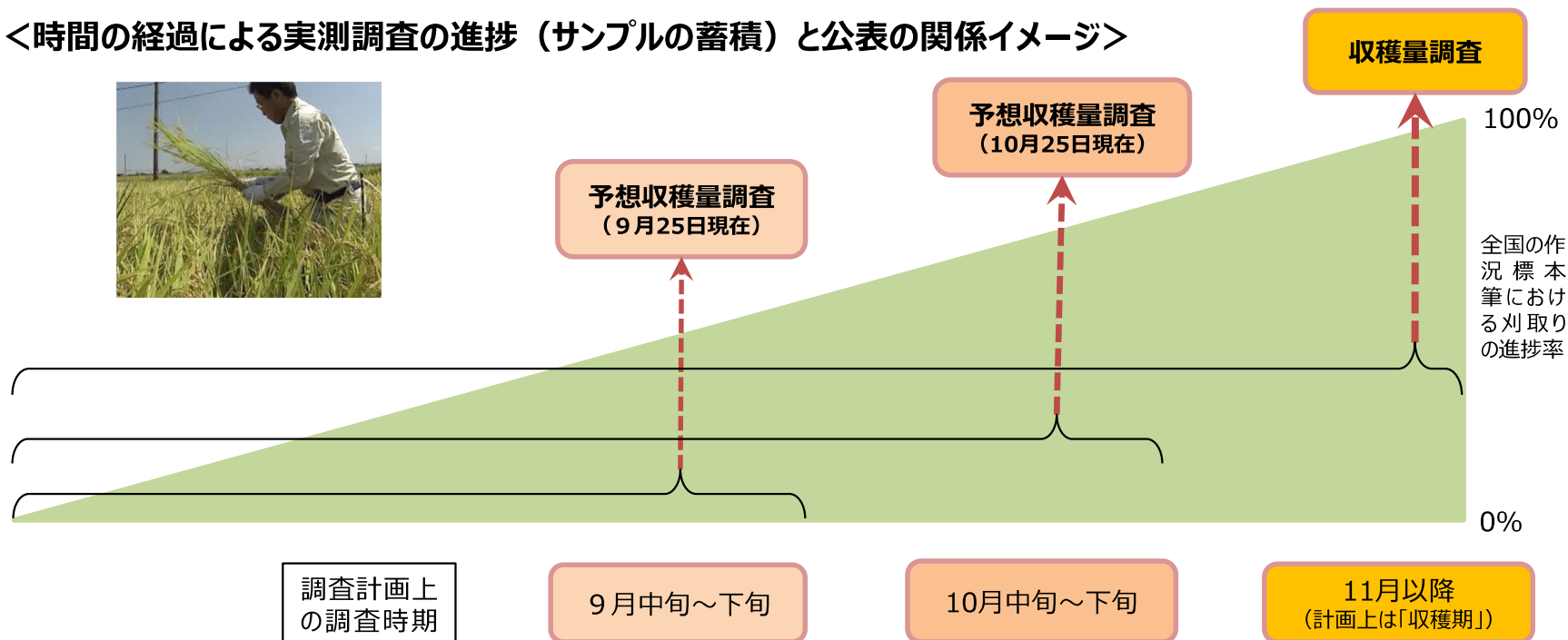
(注6) 大規模階層の農林業経営体に対する調査については、地方農政局等の職員又は統計調査員により行う（郵送又はオンラインによる回答も可）

(注7) 予想収穫量調査よりも早い段階の水稻の作柄予想（7月15日現在（四国・九州の一部地域の早期栽培のみ）及び8月15日現在（都道府県別））については、統計調査ではなく、気象データ及び人工衛星データを用いた予測式により予測した結果を公表していることから、調査の集計事項としては扱われていない。

(参考) 水稻の実測調査（水稻の刈取り）と公表の関係

- 水稻の作況調査として行われる実測調査は、「地方農政局等の職員又は統計調査員が、調査対象となる水田（作況標本筆：全国約8,000か所）に出向いて、生育状況を確認するほか、稔った水稻を刈り取り、それを持ち帰って玄米の重さを計測する」ことなどを調査内容とするものであるが、実測調査の集計における特殊性は、調査計画上の調査時期に収集したサンプルのみで、それぞれの時点の集計を行うわけではないという点にある。
- 水稻は、地域ごとに刈取りの時期が異なる。そのため、調査対象となる水田の状況に応じて、計画上の実施時期前であっても、実測調査によるサンプル収集を行う場合があり、収集されたサンプルは、順次蓄積されていく。
- つまり、「〇月〇日現在の調査結果」というのは、
 - ① 最も早く刈取りを開始した時期から〇月〇日前後までに収穫した全てのサンプルを用いて算定された結果
 - ② 収穫を終えていない地域については、もみ数等を計測し、その後の気象が平年並みに推移するものとして推定した結果を合わせたものを意味する。
- したがって、時期が進むにしたがって、刈取りによるサンプル（①）が増え、確度の高い集計結果が提供されることになる。

<時間の経過による実測調査の進捗（サンプルの蓄積）と公表の関係イメージ>



3. 調査結果の主な利活用

- 食料・農業・農村基本計画（最新は令和7年4月11日閣議決定）における品目ごとの生産量や作付面積等のKPIの設定及び検証等に利用
- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づき毎年策定されている「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」策定の基礎資料
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づく「水田・畑作経営所得安定対策」における畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和対策の交付金単価の算定の基礎資料
- 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済制度により国が補填する損害額の認定の基礎資料
- 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）及び「野菜生産出荷安定法施行規則」（昭和41年農林省令第36号）の規定に基づき、主要野菜の集団産地の指定、区域の変更及び解除を行う際の審査のための基礎資料

4. 今回予定されている変更

＜水稻関係＞（令和7年産の調査から変更）

1. 水稻の作柄（10アール当たり収量）に関する集計見直し … 作況指数の集計取りやめ
2. 「収穫量（主食用）」として集計する米（玄米）の大きさに係る基準の見直し
3. 水稻の調査票で用いている「くず米」の呼称変更

＜その他の見直し＞（令和8年産の調査から変更：以前から令和7年度中の変更申請が予定されていた事項）

1. ブロッコリーの指定野菜化に伴う集計内容の充実
2. 茶の母集団情報作成の効率化

（注1）赤字にした事項が、調査計画の記載変更を伴うもの。「2」については、集計時の取扱いであることから、調査計画には直接記載されていない。

（注2）上記のほか、調査計画の記載の適正化を図るための形式的な変更も予定されている。

5. 変更事項（水稻関係①：水稻の作柄に関する集計の見直し）

◆ 農林水産省は、10アール当たり収量に着目した水稻の作柄について、以下のとおり多段階で情報を提供している。
（作物統計調査の結果として集計されるのは、9月25日現在以降の部分）

※以下、この資料では、記載の簡素化のため、次の略称を用いる。

- ・10アール当たり収量→「単収」
- ・10アール当たり平年収量→「平年単収」

＜水稻の作柄に関する情報提供の全体像＞

段階	調査区分	時点	公表時期	計算式	公表の仕方
生育段階	(注1)	7月15日現在	7月下旬	$\frac{\text{気象データ等を用いた単収の予測値}}{\text{平年単収 (注2)}} \times 100$	(数値ではなく文字情報として公表(注3))
		8月15日現在	8月下旬		
	予想収穫量調査	9月25日現在	10月中旬	$\frac{\text{予想収穫量調査の結果による単収の予測値}}{\text{平年単収}} \times 100$	作況指数 (7～8頁を参照)
		10月25日現在	11月中旬		
収穫後	収穫量調査	収穫期	(概要) 12月上旬 (詳細) 翌年2月下旬	$\frac{\text{収穫量調査の結果による単収の実績}}{\text{平年単収}} \times 100$	

作物統計調査の範囲

今回の変更により、令和7年産から集計の取りやめを計画

(注1) 予想収穫量調査よりも早い段階の水稻の作柄予想（7月15日現在（四国・九州の一部地域の早期栽培のみ）及び8月15日現在（都道府県別））については、統計調査ではなく、気象データ及び人工衛星データを用いた予測式により予測した結果を公表していることから、調査の集計事項としては扱われていない。

(注2) 7月15日現在及び8月15日現在の作柄予想については、令和7年産から、計算式の分母を「前年産の単収」に置き換えることを予定

(注3) 作柄の良否について、「良」（対平年比106%以上）、「やや良」（同105～102%）、「平年並み」（同101～99%）、「やや不良」（同98～95%）、「不良」（同94%以下）の5段階で公表。7年産以降については、注2記載の変更を受けて、文字情報の表現ぶりは「上回る」、「やや上回る」、「前年並み」、「やや下回る」、「下回る」に変更予定

(参考) 作況指数とは

- ◆ 作物統計調査（予想収穫量調査・収穫量調査）の結果として公表される数値
- ◆ 生育段階においては、「10アール当たり予想収量」、収穫後においては、「10アール当たり収量」

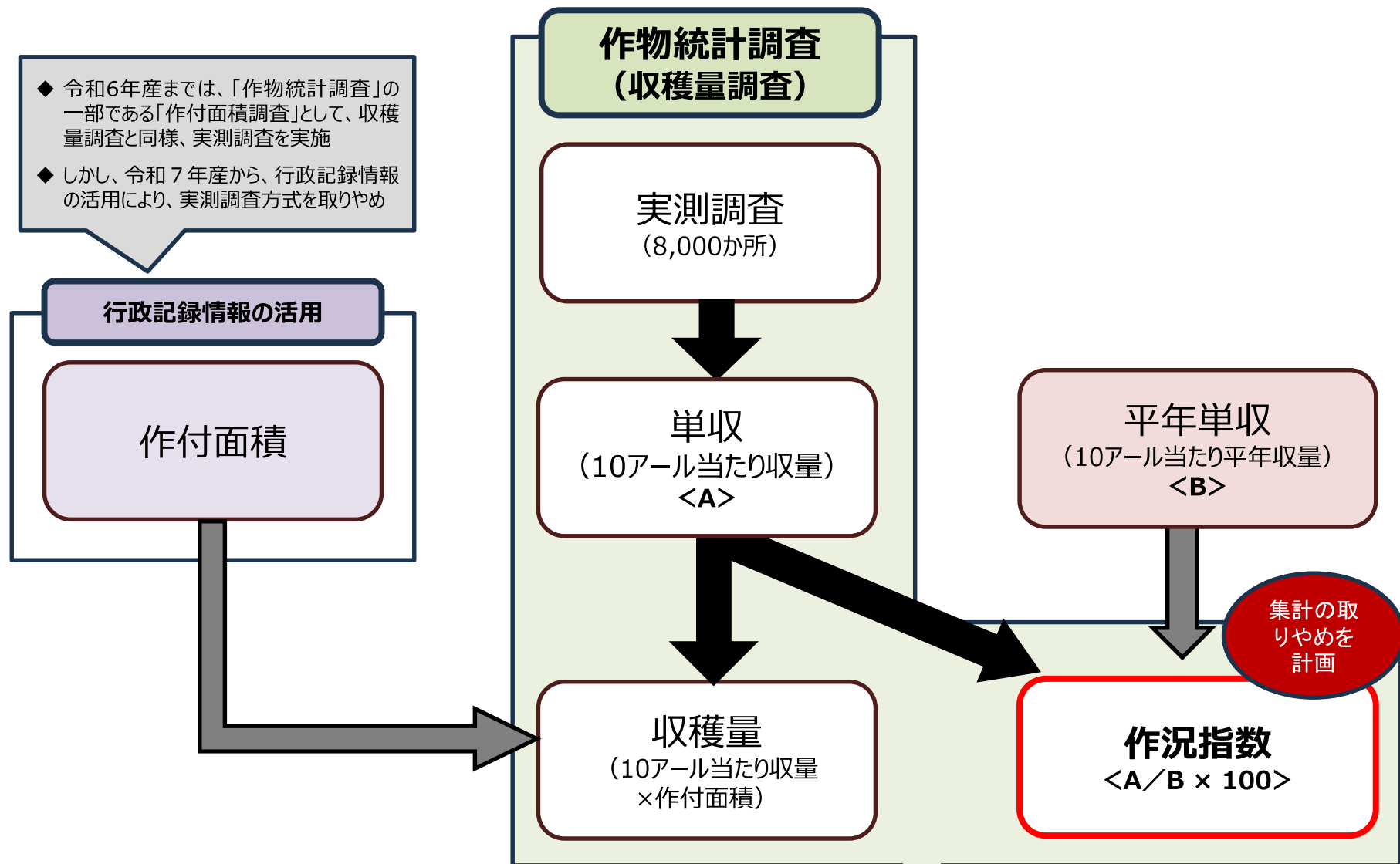
$$\text{作況指数} = \frac{\text{単収（10アール当たり収量）（注）}}{\text{平年単収（10アール当たり平年収量）（注）}} \times 100$$

- ◆ 単位面積（10アール）当たりで、今年は、平年収量に比べて、どの程度の収穫が見込まれるか（生育段階）、又は、どの程度の収穫があったか（収穫後）を示す指標
- ◆ あくまで、単位面積当たりの収量についての平年との比較値であって、収穫量全体（ひいては市場への供給量）の多寡を示すものではない。

（注）作況指数を計算する際の単収及び平年単収については、収穫量の集計基準（10ページ参照）とは異なり、従前から、都道府県別に生産者が最も多く用いている目幅で得られるデータを用いている。

- ◆ 過去30年の収量のすう勢を踏まえ、当年の気象状況・被害状況が平年並みであれば（大規模な気象変化や災害が発生しなければ）、収穫できると期待される10アール当たりの予想収量
- ◆ 水稻共済の基準収量の決定に必要なことから、毎年、作付前のタイミングで、農林水産省内に設けられる「水稻の作柄に関する検討会」の意見を受けて、決定・公表（例年、都道府県別は3～4月、細かい地域別は6月頃に公表）
- ◆ 作物統計調査の集計事項ではない。

(参考) 作物統計調査と作況指数の関係



5. 変更事項（水稻関係①：水稻の作柄に関する集計の見直し）

<作況指数のこれまでの施策的利活用>

◆ 平成21年産までは、集荷円滑化対策（注）に活用

（注）作況指数が101以上になれば豊作による過剰米を区分保管し、国内主食用米の需給に影響を与えることなく処理する対策。平成22年産以降休止。

◆ 平成29年産までは、生産数量目標にかかる削減の配分（注）等に活用

（注）米の生産調整対策において、余剰が発生した場合は翌年の生産数量目標を減少させる。平成30年産から行政による生産数量目標の配分を廃止

<変更理由>

◆ 作況指数の集計取りやめについて、農林水産省は、以下の理由を挙げている。

- ① 作況指数は、30年の長期的なトレンドとの比較であるために、近年の急激な気候変動に伴う収量の変化に対応できておらず、近年の動きを的確に表せていないこと
- ② また、本調査において、他に「指数」を冠する指標を設けていないため、本来10アール当たり収量に係る指標であるにもかかわらず、あたかも、収穫量全体の多寡を示したものだといった誤解がなされる場合も多いこと
- ③ 現状においては、作況指数自体を必要とする施策上の利活用もないこと

<今後の対応>

◆ 作況指数に代わる新たな指標の作成の予定なし（前年産との比較については、引き続き公表）

（注1）平年単収（作況指数を計算する際の分母）の令和7年産については公表済。令和8年産以降の取扱いについては未定

（注2）本調査の集計において、「対平年比」「対平年差」として表章していた項目については、「対前年比」「対前年差」に変更される予定

（注3）本調査においては、麦類や野菜など他の作物において、前年産との比較のほか、「10アール当たり平均収量対比」（10アール当たり平均収量（前年産を起点とした過去7か年のうち、最高及び最低を除いた5か年の平均値）に対する当年産の10アール当たり収量の比率）が、参考データとして提供されている。

5. 変更事項（水稻関係②：「収穫量（主食用）」として集計する米（玄米）の大きさに係る基準の見直し）

現 状

- ◆ 収穫量（主食用）を集計する際の米（玄米）については、これまで、主食用に利用し得る米の総量を把握するため、「1.70mm（注）以上、かつ、農産物規格規程三等以上」を全国统一の基準により集計

（注）米の紡錘型のとがった部分の直径。

実測調査の過程では、集めた玄米を、目の大きさが異なるふるい（「選別ふるい」／写真を参照）にかける。ふるいの目の大きさを「ふるい目幅」という。



問題点

- ◆ 米のブランド化などにより、生産者においては、1.85mm、1.90mm等のふるい目幅を用いて粒の大きな米を出荷する傾向にあり、それに満たない大きさについては、主食用として認識しない場合が多い。
- ◆ そのため、1.70mm以上による集計では、生産現場の実感と乖離



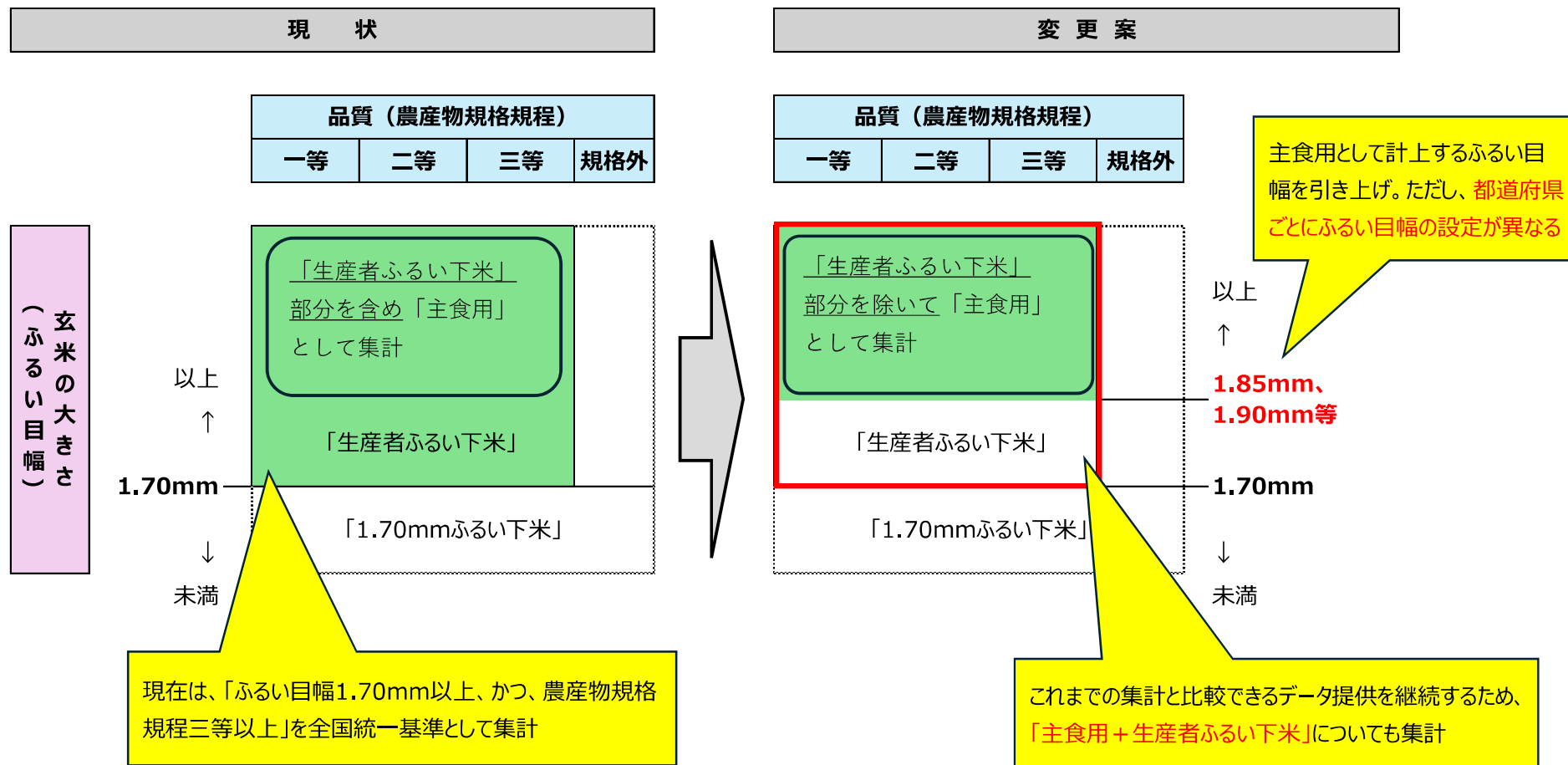
変更内容

- ◆ ふるい目幅を1.70mmから引き上げ（等級に係る基準には変更なし）
- ◆ 地域ごとに用いられるふるい目幅の傾向が異なっている状況を踏まえ、都道府県別に生産者が最も多く用いているふるい目幅（1.85mm、1.90mm等）で集計した結果を「収穫量（主食用）」として公表
- ◆ ただし、時系列上の比較データを引き続き提供するため、これまでの基準（1.70mm以上）による集計結果も公表を継続



実測調査で用いる
「選別ふるい」

(参考) 収穫量（主食用）の集計についての変更イメージ



（注１）従前から、ふるい目幅別の集計も行われており、その集計は継続される。

（注２）主食用・備蓄用・加工用等の合計である「収穫量（子実用）」については、1.70mm以上の全国統一基準による集計が継続される。

5. 変更事項（水稻関係③：水稻の調査票で用いている「くず米」の呼称変更）

変更内容

- ◆ 実測調査の過程で用いている調査票（注）において、1.70mmに満たない米を、「くず米」と呼称。これを、より具体的に、「1.70mmふるい下米」に変更（実質的な内容の変更はない）
- ◆ 従前から行っているふるい目幅別の情報整理（「段別重量測定」欄）は継続されるため、把握する情報自体にも変更なし

[illegible]

(注) 令和7年産については様式第19号、令和8年産以降については様式第24号

5. 変更事項（その他の変更）

（１）ブロッコリーの指定野菜化に伴う集計内容の充実

- ◆ 本調査では、野菜について、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく「指定野菜」^{（注）} 14品目と、「指定野菜に準ずる野菜」 27品目を把握



- ◆ 現在、「ブロッコリー」は、「指定野菜に準ずる野菜」として位置づけられているが、近年の需要の高まりを受け、令和8年度から「指定野菜」に位置づけが変更



- ◆ これを受けて、ブロッコリーについても、他の指定野菜と同様、用途別出荷量の集計などを追加

（注）「指定野菜」とは、だいこん、にんじんなど、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜をいう。具体的には、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）により定められている。

（２）茶の母集団情報作成の効率化

- ◆ 現在、茶の調査に係る荒茶工場^{（注）}の母集団名簿の整備は、事業所母集団データベースを活用するとともに、地方農政局等の職員が、地方公共団体や関係団体に対する情報収集で整備



- ◆ 令和8年産から職員による情報収集について、以下の方法に変更

- ① 作付面積調査の報告者である農林業経営体に対する調査の過程で、経営体自身が荒茶加工を行っていないか確認
- ② 主産県の荒茶工場のうち、収穫量調査の報告者になっていない工場に対して、操業状況を確認

（注）茶畑から摘んだ葉を一次加工したものを荒茶（あらちゃ）と呼ぶ。かつて荒茶は、茶農家の敷地内に併設された専用の建物や棟で作られていたが、現在は、オートメーション化などの観点から、食品加工場のような「荒茶工場」での加工が一般的になっている。そのため、茶については、作付面積調査について「関係団体等」及び「農林業経営体」から報告を求める一方で、収穫量調査は「荒茶工場」から報告を求めている。